

岩出市子ども・子育て会議について

1. 会議設置の経緯

子ども・子育て支援法成立（平成24年）

- ◆ 質の高い幼児期学校教育・保育の総合的な提供
- ◆ 保育の量の拡充・確保、保育の質の改善
- ◆ 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て会議の設置義務（法第77条）

- ◆ 平成25年10月 岩出市子ども・子育て会議設置

子ども・子育て支援事業計画の策定義務（法第61条）

- ◆ 平成27年3月 岩出市子ども・子育て支援事業計画策定
- ◆ 令和2年3月 第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画策定

岩出市子ども・子育て会議について

2. 子ども・子育て会議の役割（法第77条第1項）

① 特定教育・保育施設の利用定員の設定

認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定について意見を述べること。

② 特定地域型保育事業の利用定員の設定

小規模保育、家庭的保育等の利用定員の設定について意見を述べること。

③ 子ども・子育て支援事業計画に関する事項

子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。

④ 子ども・子育て支援施策の実施状況に関する事項

子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議すること。